



27全国高体連第411号  
平成28年2月29日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿  
同 上 理事長 殿  
(公財)全国高体連各専門部 部長 殿  
同 上 委員長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟  
会長 小野



### 体罰根絶のための取り組みについて (依頼)

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展をはじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新聞等でも大きく報道されましたが、2月24日東京地裁は、高等学校バスケットボール部主将の自殺についての訴訟判決として、設置者に対し7500万円の損害賠償を命じました。我々高体連関係者をはじめスポーツ指導者は、この判決を重く受止め、あらためて体罰根絶に向けた取り組みを強化する必要があります。

本連盟では、平成25年4月にスポーツ関係5団体と「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の採択、平成26年5月には「体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)」を発出して同年7月1日より施行適用し、また、インターハイ全競技会場には根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなどの取り組みを行ってまいりました。さらに、平成27年10月15日には日本体育協会と体罰根絶のための情報共有について協定を締結し、取り組みを強化したところです。各都道府県高体連、各専門部におかれましても、体罰根絶に向け様々なお取り組みをいただいていることと存じます。

しかし、平成26年7月1日の本ルール施行以降、適用された事案は平成26年度の9ヶ月間における10数件に対し、平成27年度においては本日までに30件を越すというきわめて深刻な状況です。スポーツ指導における体罰はもちろん、ましてや学校教育に位置付けられた部活動指導における体罰は、生徒の健全育成とは相容れず、競技力向上へもつながらない許されざる行為です。生徒を鍛え成長させるための厳しい指導は、時として必要であるかもしれませんが、厳しい指導と体罰はまったく異なることと考えております。

つきましては、この機会に管下の加盟校及びすべての指導者にあらためて体罰根絶を周知徹底し、取り組みを一層強化するようお願いいたします。



28全国高体連第427号  
平成29年2月10日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿  
同 上 理事長 殿  
(公財)全国高体連各専門部 部長 殿  
同 上 委員長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟  
会長 岡田 正浩



### 体罰根絶のための取り組みについて (依頼)

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展をはじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本連盟では、部活動指導における体罰根絶に向けて平成26年5月に「体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)」を发出して同年7月1日より施行いたしました。また、インターハイ全競技会場には根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなどの取り組みを行ってまいりました。さらに、平成27年10月15日には日本体育協会と体罰根絶のための情報共有について協定を締結するなどして、取り組みを強化したところです。各都道府県高体連、各専門部におかれましても、体罰根絶に向け様々なお取り組みをいただいていることと存じます。

しかし、本ルール施行以降、適用件数等については全国高体連の諸会議等で報告させていただいているとおり、体罰根絶には至っておりません。特に、昨年末には全国大会出場校の指導者の体罰が新聞報道や全国高体連事務局への投書により発覚し、共通ルールの適用となった事案が連続して発生しております。この中には、当該指導者に対する教育委員会・学校としての指導措置・処分がすでに決定されていたにもかかわらず、本連盟への報告がなかったため、指導措置・処分が決定された日を起算日とした1年間という適用期間について起算日を変更せざるを得ない事案もありました。

本ルールに関する質問には、本ルール制定時にお示ししましたQ&A等をもとに個別に回答してまいりましたが、全国高体連への報告が遅れた場合の対応をはじめとして、Q&A追加版③を別添のとおり作成しました。つきましては、本追加版を管下の加盟校及びすべての指導者に周知いただくとともに、あらためて部活動指導における体罰根絶と、体罰があった場合には本ルールの適用となることを周知徹底いただくとともに取り組みの強化をお願いいたします。

なお、本ルールをはじめ体罰根絶に向けた取り組みについて本連盟ホームページに資料を掲載しておりますのでご参照ください。